

商品概要説明書

住宅ローン (100%応援型)

商品名	住宅ローン (100%応援型)
ご利用いただける方	<p>○ J A の組合員の方。</p> <p>○ お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の 20 歳以上の子供を連帯債務者とするによりお借入れが可能となります。</p> <p>○ 原則として、前年度税込年収が 350 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。なお、同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 350 万円以上である方。</p> <p>○ 原則として、勤続 (または営業) 年数が 3 年以上の方。</p> <p>○ 団体信用生命共済に加入できる方。</p> <p>○ 栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</p> <p>○ その他 J A が定める条件を満たしている方。</p> <p>○ 連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。</p>
資金使途	<p>○ ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。</p> <p>① 住宅の新築・購入 (中古住宅も含む)。 ② 住宅の増改築・改装・補修。 ③ 上記①・②に付随して発生する費用。ただし、「住宅建築中の借家家賃」は対象外。</p>
借入金額	<p>○ 10 万円以上 5,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収 (自営業者の方は前年度税引前所得) に対する割合が J A の定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
借入期間	<p>○ 据置期間を含め 3 年以上 35 年以内とし、1 か月単位とします。</p> <p>○ 据置期間は、初回ご融資日から 6 か月後までの範囲内とします。(年 2 回返済方式にあっては、初回約定返済日から 6 か月以内)</p>
借入利率	<p>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間 (3 年・5 年・10 年) をご選択いただきま</p>

	<p>す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、毎月決定し、JAの店頭でお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>
担保	<p>○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。</p> <p>○借地上の建物などの場合には、JAが指定する保証機関の所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第一順位の質権を設定させていただきますことがございます。</p>

保証人	○ J A が指定する保証機関（栃木県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○一括前払い・分割前払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い 保証料率 年 0.15%（期間割引率 年 2.50%）、一律保証料率 0.15% 保証料は、実行時の残高および利率に基づいて保証料率等により計算し、ご融資時に一括してお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="539 577 1348 678"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10 年</td> <td>20 年</td> <td>25 年</td> <td>30 年</td> <td>35 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>86,198</td> <td>148,931</td> <td>177,619</td> <td>204,634</td> <td>230,089</td> </tr> </table> <p>②分割前払い 保証料率 年 0.18%、一律保証料率 0.15% 保証料は、融資期間中の残高および利率に基づいて保証料率等により計算し、約定返済日にお支払いいただきます。（残高の減少や利率変動に伴い保証料も変動します）</p>	お借入期間	10 年	20 年	25 年	30 年	35 年	保証料（円）	86,198	148,931	177,619	204,634	230,089
お借入期間	10 年	20 年	25 年	30 年	35 年								
保証料（円）	86,198	148,931	177,619	204,634	230,089								
団体信用生命共済	<p>○団体信用生命共済を付保させていただきます。なお、共済掛金は J A が負担します。</p> <p>○三大疾病保障・長期継続入院保障特約付団体信用生命共済に加入する場合には、対象住宅ローン商品の借入利率に下表記載の加算利率を上乗せして、ご利用いただくことができます。</p> <table border="1" data-bbox="539 1160 1348 1355"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.20%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.20%				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.20%												
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.30%												
手数料	○事務取扱手数料がかかることがあります。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、繰上返済手数料（消費税等含む。）がかかることがあります。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A 本支店（所）にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県 J A バンク相談所（電話：028-616-8555）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p>												

	埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。

JAバンク 栃木